

2020-2 教育研究評議会（臨時）議事概要

日時 令和2年5月7日（木）13:30～13:50
場所 オンラインにて開催
出席者 駒田学長
山本，緒方，尾西，梅川，伊藤，楠井，大高，富樫，野崎，橋本，西村，
今西，松田，吉松，吉本，富本，伊佐地，藤田（伸），樹神，鶴原，
藤田（達），須藤，村田，池浦，森，奥村，吉岡，三宅，大野
陪席者 服部監事，山中監事

I 審議事項

1. 三重大学新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時給付型奨学金制度に関する規程の制定について

尾西理事から、「資料：審一1，参考資料」に基づき，新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，家計が急変し，修学の継続が困難な状況にある正規学生の修学支援を行うため，三重大学新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時給付型奨学金制度に関する規程を制定する旨の説明があった。次いで，野崎副学長から，本奨学金の申請要領及びスケジュール等について説明があり，審議の結果，一部修正のうえ承認された。

◇主な意見等

- 支給要件について，「主たる家計支持者の失職（又は自営業の場合，1ヶ月以上の営業休止）」とあり，収入の半減等に比べてかなりハードルが高いがなぜか。またフリーランスの場合はどうなるのか。
 - 主たる家計支持者が失職でない場合は，学生本人の場合も含めて事由C「学生本人のアルバイト収入が月額平均5万円以上減少し，かつ家計支持者からの支援が見込めない」で救済ができるように考えている。財源の範囲内のため，ある程度基準を設ける必要がある。また国の方でも別途救済を考えているという話もあるため，今回はこの基準で提案させていただいた。フリーランスについては，自営業とは言いづらいかも知れないが，なるべく柔軟に対応をしたい。学生支援チームの方で，相談に対応する。
- 申請書について，家計が急変した方として，父母しか記載がないが，その他に兄弟姉妹や親戚などを記載する必要はないか。
 - 父母以外にも，その他が記載できるように修正する。
- 正規学生には，留学生も含まれるか。案内は日本語で理解できるか。
 - 留学生も含まれるものである。
 - 留学生もユニパメールへのアクセスは可能であるが，別途，国際交流チームからも案内を行うこととする。
- 学長からは，学生へメッセージを送る予定である。

以上